

ID: 1

担当部署: 総務部 文書法制課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>公開請求に対する決定</p>
<p><b>例規名 根拠条項</b></p>	<p>芦屋市情報公開条例 第11条</p>
<p><b>例規番号</b></p>	<p>平成14年条例第15号</p>
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(公開請求に対する措置)</p> <p>第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部若しくは一部を公開するとき又は公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び規則で定める事項を書面により通知しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文、第4条及び第7条から第10条までの規定による。</p> <p>(公開請求権)</p> <p>第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。</p> <p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち、公にすることにより、なお個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令、他の条例若しくは規則等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。)(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>(3) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる情報及び犯罪その他の公共の安全と秩序の維持を乱す行為を誘発するおそれのある情報</p>	

- (4) 市の内部又は市と国若しくは独立行政法人等若しくは他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公にすることにより、当該意思形成に著しい支障を生ずると認められるもの。ただし、客観的事実に関する情報は除く。
- (5) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - エ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であり、公開請求時においても、なお当該条件を維持することが適当であると認められるもの
- (7) 法令又は他の条例の規定により、公にすることができないとされている情報  
(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわず分離できるときは、公開請求者に対し、その部分を除いて、当該公文書の公開をしなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

<b>標準処理期間</b>	公開請求があった日から15日以内(第12条第1項)		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 28 年 4 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	平成 30 年 4 月 1 日

ID: 409

担当部署: 総務部 文書法制課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>公開請求に対する決定</p>
<p><b>例規名 根拠条項</b></p>	<p>芦屋市情報公開条例施行規則 第3条</p>
<p><b>例規番号</b></p>	<p>平成14年規則第30号</p>
<p><b>【根拠条文】</b>                  (公開請求の却下)                  第3条 市長は、条例第6条第1項の規定による公開請求を受けた場合において、当該請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該請求を却下することができる。                  (1) 条例第2条第2号ただし書に規定するものに係る請求であるとき。                  (2) 条例第18条に規定する法令又は他の条例に定めがある公文書の公開に係る請求であるとき。                  (3) 条例第6条第2項の規定による補正に応じないとき。                  2 市長は、前項の規定に基づき請求を却下したときは、当該却下に係る公文書の公開の請求をした者に対し、速やかに公文書公開請求却下通知書(様式第2号)により通知するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文、条例第2条第2号ただし書及び第18条の規定による。                  (定義)                  第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。                  (1) (省略)                  (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。                  ア 実施機関が一般の利用に供することを目的として保有しているもの                  イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの                  (3) (省略)                  第18条 この条例は、法令又は他の条例に定めがあり、別に定められた手続によって、公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の写しの交付を受けることができる場合については適用しない。</p>	
<p><b>標準処理期間</b></p>	<p>公開請求があった日から15日以内(条例第12条第1項)</p>
<p><b>備考</b></p>	

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 2 年 10 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

ID: 2

担当部署: 総務部 文書法制課

処分の概要	開示請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市個人情報保護条例 第23条
例 規 番 号	平成16年条例第19号

**【根拠条文】**

(開示請求に対する措置)

第23条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示するとき、又は開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第9条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

**【基準】**

根拠条文、第17条及び第19条から第22条までの規定による。

(開示請求権)

第17条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は委任による代理人)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(保有個人情報の開示義務)

第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第17条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は委任による代理人)が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除

く。以下本条において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

- (4) 開示にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる情報及び犯罪その他の公共安全と秩序の維持を乱す行為を誘発するおそれのある情報
- (5) 市の内部又は市と国若しくは独立行政法人等若しくは他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、開示することにより、当該意思形成に著しい支障を生ずると認められるもの。ただし、客観的事実に関する情報は除く。
- (6) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- エ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であり、開示請求時においても、なお当該条件を維持することが適当であると認められるもの
- (8) 法令等の規定により、開示することができないとされている情報  
(部分開示)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第22条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を

明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

標準処理期間	開示請求があった日から15日以内(第24条第1項)		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

ID: 3

担当部署: 総務部 文書法制課

処分の概要	訂正請求に対する決定		
例規名 根拠条項	芦屋市個人情報保護条例 第31条		
例規番号	平成16年条例第19号		
<b>【根拠条文】</b> (訂正請求に対する措置) 第31条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするとき、又は訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及び規則で定める事項を書面により通知しなければならない。  <b>【基準】</b> 根拠条文、第28条及び第30条の規定による。 (訂正請求権) 第28条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に限る。第34条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は委任による代理人)は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。 (保有個人情報の訂正義務) 第30条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。			
標準処理期間	訂正請求があった日から30日以内(第32条第1項)		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 4

担当部署: 総務部 文書法制課

処分の概要	利用停止請求に対する決定
例規名 根拠条項	芦屋市個人情報保護条例 第37条
例規番号	平成16年条例第19号
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(利用停止請求に対する措置)</p> <p>第37条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするとき、又は利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨及び規則で定める事項を書面により通知しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文、第34条、第34条の2及び第36条の規定による。</p> <p>(保有個人情報の利用停止請求権)</p> <p>第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第14条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第14条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</p> <p>(保有特定個人情報の利用停止請求権)</p> <p>第34条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 第7条第1項の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第2項の規定に違反して保有されているとき、第14条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第14条の4の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止請求をすることができる。</p>	

3 利用停止請求は、保有特定個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

(保有個人情報の利用停止義務)

第36条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る個人情報取扱事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

<b>標準処理期間</b>	利用停止請求があった日から30日以内(第38条第1項)		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 28 年 4 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	平成 30 年 4 月 1 日

ID: 430

担当部署: 総務部 文書法制課

処分の概要	開示請求等に対する決定		
例規名 根拠条項	芦屋市個人情報保護条例施行規則 第4条の2		
例規番号	平成16年規則第41号		
<b>【根拠条文】</b> (開示請求等の却下) 第4条の2 市長は、条例第18条第1項の規定による開示請求を受けた場合において、当該請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該請求を却下することができる。 (1) 条例42条第2項に規定する法令等に定めがある個人情報に係る請求であるとき。 (2) 条例第18条第3項の規定による補正に応じないとき。 2 市長は、条例第29条第1項の規定による訂正請求又は条例第35条第1項の規定による利用停止請求を受けた場合において、請求者が条例第29条第3項又は条例第35条第3項の規定による補正に応じないときは、当該請求を却下することができる。 3 市長は、前2項の規定に基づき請求を却下したときは、当該却下に係る個人情報の開示の請求をした者に対し、速やかに個人情報開示(訂正・利用停止)請求却下通知書(様式第3号の3)により通知するものとする。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	開示請求があった日から15日以内(条例第24条第1項)、訂正請求があった日から30日以内(条例第32条第1項)、利用停止請求があった日から30日以内(条例第38条第1項)		
備考			
設定年月日	令和2年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 19

担当部署: 総務部 文書法制課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>手数料の減免</p>		
<p><b>例規名 根拠条項</b></p>	<p>芦屋市手数料条例 第6条第2項</p>		
<p><b>例規番号</b></p>	<p>平成12年条例第8号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (手数料の不徴収又は減免)                      第6条 次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。                      (1) 法令の規定により、無料で取り扱いをしなければならないもの                      (2) 国又は他の地方公共団体、その他公共団体において、公用又は公共用に使用するため申請(別表3(2)建築基準法関係の表及び同表4消防関係の表に係る申請を除く。)があったとき。                      (3) 一般に周知させるべき文書を閲覧に供するとき。                      (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている者から申請があったとき。                      (5) 戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、証明の請求があったとき。                      2 市長は、特別の事情があると認めるときは、手数料を減免することができる。                       別表 (表省略)   <b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>			
<p><b>標準処理期間</b></p>	<p>7日</p>		
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成28年4月1日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 23

担当部署: 総務部 文書法制課

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例 第7条		
例規番号	昭和33年条例第14号		
<b>【根拠条文】</b> (延滞金の減免) 第7条 市長は徴収金の滞納について、やむを得ない事由があると認めた場合においては、延滞金を減免することができる。			
<b>【基準】</b> 根拠条文及び芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例施行規則第2条の規定による。 (延滞金の減免) 第2条 条例第7条の規定により延滞金を減免する場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 徴収金を納付しなければならない者(以下「納付者」という。)が災害、疾病その他自己の責に帰することができない事由により納付の資力を失ったとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めたとき。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日